

## 第 4 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

---

### 第 1 号 (8 月 1 2 日) (月曜日)

開 会 .....	5
開 議 .....	5
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	5
日程第 2 会期の決定 .....	5
日程第 3 議案第 3 9 号市有財産の譲与について .....	5
出水文教厚生常任委員長報告 .....	5
池満 渉君 .....	8
上園哲生君 .....	8
山口初美さん .....	9
日程第 4 議案第 5 0 号市有財産の取得について .....	1 0
宮路市長提案理由説明 .....	1 0
上野消防本部消防長 .....	1 0
黒田澄子さん .....	1 1
上野消防本部消防長 .....	1 1
田畑純二君 .....	1 1
上野消防本部消防長 .....	1 2
池満 渉君 .....	1 2
上野消防本部消防長 .....	1 2
池満 渉君 .....	1 2
上野消防本部消防長 .....	1 2
池満 渉君 .....	1 2
上野消防本部消防長 .....	1 2
閉 会 .....	1 3

---



平成25年第4回（8月）日置市議会臨時会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
8月12日	月	本 会 議	開 会

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
議案第39号	市有財産の譲与について
議案第50号	市有財産の取得について



第 1 号 ( 8 月 1 2 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第39号 市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第50号 市有財産の取得について

本会議（8月12日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	恒吉 和正 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
総務企画部長	福元 悟 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
市民福祉部長兼福祉課長	吉丸 三郎 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	満留 雅彦 君		

午後 2 時 00 分開会

○議長（宇田 栄君）

皆さんにお知らせいたします。都合により市長の提案理由の説明等は自席より行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

△開 会

○議長（宇田 栄君）

ただいまから平成 25 年第 4 回日置市議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第 1、会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定によって、黒田澄子さん、下御領昭博君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

△日程第 3 議案第 39 号市有財産の譲与について

○議長（宇田 栄君）

日程第 3、議案第 39 号市有財産の譲与についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告

を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております議案第 39 号市有財産の譲与について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る 6 月 19 日の 6 月定例会第 1 本会議におきまして、本委員会に付託され、6 月 21 日と 7 月 4 日に委員会を開催し、担当部長、課長などの出席を求め、質疑を行いました。しかしながら、6 月定例会中に結論が出ず、さらに時間をかけて慎重審議することが必要との理由から、全員一致で継続審査とし、7 月 11 日の本会議において申し出た次第でございます。その後、7 月 29 日に改めて委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、本案の概要についてご説明申し上げます。

今回の財産の譲与は、日置市立ゆのもと保育所の民間移管に伴うもので、保育所の廃止条例は、平成 25 年 3 月議会で既に議決されております。譲与する物件は、ゆのもと保育所の建物で、平成 18 年 11 月の建築であります。建物の面積は、園舎と倉庫で合計して 389.40 m<sup>2</sup>、評価額は 3,569 万 51 円となっております。

なお、土地は有償貸し付けで、土地の評価額の 2%相当額になる予定です。譲与の相手方は、社会福祉法人美山福祉会で、東市来地域で美山保育園の経営などを行っております。譲与の時期は、平成 26 年 4 月 1 日。譲与の条件は、児童福祉施設である保育所として使用することとなっております。

なお、今回の審査におきましては、主に次の 4 点が大きな問題となり、質疑が集中しました。

①ゆのもと保育所の起債償還と無償譲与の

問題。

②保育所民間移管検討委員会の移管先の決定に当たり、選ばれなかった法人から意見書や不服申し立てが出ている問題。

3点目にその意見書の中で、委員の中に利害関係者が入っているとの指摘があった問題。

4番目に、委員会での採点方法と選定方法の問題。

これらの疑問点に対し、行政当局より保育所民間移管検討委員会の会議録やまたその採点表など多くの資料が提出され、慎重に審査を行いました。それではこの4点について質疑をご報告申し上げます。

まず、1番目の起債償還と無償譲与の問題について、今後、起債の償還が14年残っており、築7年の比較的新しい建物を無償で譲与することに問題はないのかとの質疑に対し、ゆのもと保育所は、湯之元第一地区土地区画整理事業に伴う立ち退きで新築をした経緯がある。建築費は9,606万4,000円で、うち起債が9割の8,645万である。起債償還は、5年据え置き、15年の償還で、あと14年、8,141万9,000円が残っている。これは、全て土地区画整理事業の財源であり、福祉サイドのほうの財源の負担はない。無償で譲与することについては、社会福祉法人に譲与するので、経済的な負担を大きくしたくない。また、その分のお金を保育サービスの充実に回してほしいとの思いがあると答弁。

次に、2番目の保育所民間移管検討委員会の移管先の決定に対して、選ばれなかった法人のほうから意見書や不服申し立てが出ている問題について、委員より意見書や不服申し立てはどういった内容なのかとの質疑に対し、意見書では、委員会での採点や選定方法への疑問、委員に譲与先の法人の利害関係者が入っている件、また湯田校区内の民間の保育園や学童保育の競争が起こる可能性がある点

などが述べられている。不服申し立ては、委員会の会議録や採点結果などの公文書開示請求があり、その請求への不服申し立てであると答弁。

なお、この不服申し立てについては、提出者より7月19日付で取り下げがあったため、委員より、不服申し立てを取り下げた理由は何かと質疑が出され、意見書や不服申し立てが出されたため、担当部長、課長が提出者のほうへ出向き、回答を渡して、詳しく説明をしてきた。提出者のほうは全て納得はしていないだろうが、弁護士にも相談をしてみたいとのことであった。その後取り下げとなっているので、ご理解をいただいたと思っていると答弁。

次に3点目、意見書の中で、検討委員会の委員の中に利害関係者が入っているとの指摘があった問題について、この委員についてはどのような形で委嘱をされたのか、また委嘱するときに気づかなかったのかとの質疑があり、最初に委員にお願いした方は、応募法人の関係者だったため辞退され、また次にお願いした方は病気のために辞退され、3番目にお願いした方に決まった。だが、その時点では、譲与先の法人の利害関係者だとはわからなかった。この利害関係者については、子どもが譲与先法人に勤務しているが、既に結婚をされ同居もしておらず、把握ができなかった。ただ、このことについては素直に認めざるを得ないし、反省もしている。このため、市の顧問弁護士にも問題がないか確認をしたが、この委員が出した結果を除いても、選定結果には何ら影響がなく、問題はないとの答えであったと答弁。

この点について、委員より、たとえ利害関係者を外して選定結果が変わらないという答えでも、利害関係者が委員の中に入っていたということは、委員会そのものに疑念が生じ、公平性の担保ができないので問題である。こ

のことは行政のミスではないかとの質疑があり、配慮に欠けていたため、意見書の提出者である選ばれなかったほうの法人にはおわび申し上げた。今後は、このようなことがないよう気をつけると答弁。

また、委員の選定において、委員7人中、行政が3名、地元が3名で、このほかに弁護士や公認会計士など大所高所からの人選がなされていない。第三者の評価も必要ではなかったかとの質疑があり、行政側の委員については、民間に移管してももしも問題が生じたときの責任は行政側にある上、また行政財産の処分であるので、行政側が委員になることは必要であると答弁。

次に、4点目の委員会での採点方法と選定方法の問題について、委員会での合計点数は、譲与先の法人が716点、選ばれなかったほうの法人が731点である。なぜ点数が高いほうが選ばれなかったのかとの質疑には、採点方法は、ゆのもと保育所を基準として84点とし、応募した3法人を採点した。3法人を比較したのではなく、ゆのもと保育所の基準と比較して採点してもらった。選定方法は合計点数で決めたのではなく、7人の委員の中で1番を多くとった法人を選んだ。一人が多く点数をつけてしまえば偏りも出るので、多くの委員から得点したところを選ぶようにした。このことは、検討委員会にも諮り、決定をしてもらったと答弁。

以上の4点のほかにも質疑があり、選ばれなかった法人から提出された意見書の中には、湯田校区内の保育園の競合への懸念、また少子化の中での保育園の定員の問題、学童保育の新設の問題など、さまざまな懸念への問題提起がなされているが、これに対し行政側はどのように応えていくのかとの質疑があり、少子化による保育園の定員問題は必ず出てくると思うが、基本的に市が保育の措置、つまり保育園の入所を決めることが原則なので、

人気がある保育園や便利なところだけに子どもが集中することを防いでいる。今後も、保育園の過当競争が起こらないよう、東市来地域で各保育園の代表者が集まって協議をしてもらうようお願いをしていく。学童保育については、譲与先法人がゆのもと保育所での学童保育の新設を希望しているが、湯田校区内には既に別の法人が福祉センター内で学童保育を行っている。福祉センターが狭いので、別の場所を探しているとも聞いており、今後は既存の法人との協議をしていくと答弁。

このほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたところ、委員より、検討委員会の人選に最後まで納得がいかない。譲与先法人の財務状況にも不安があるとの理由から反対討論がありました。また、別の委員からも、合計点数が高い法人を選ばなかった検討委員会の選定方法に対し、市民から批判が出ていることや、利害関係者が委員に入っていることを理由に反対討論がありました。

これに対し、検討委員会の採点や選定方法は、平等性を重視したもので、顧問弁護士からも問題なしとの意見をもらっているとか、また、利害関係者の件は、本人から申し出がない限り、行政側が詳細を把握することは難しいとの理由から、3名の委員から賛成討論がありました。

このほかに討論はなく、討論を終了し、採決を行いましたところ、議案第39号市有財産の譲与については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第39号市有財産の譲与について討論を行います。発言通告がありますので、まず池満渉君の反対討論を許可します。

**○18番（池満 渉君）**

ただいま委員長のほうから審議の内容等については詳しく説明があったところであります。幾らか重なる部分もあると思いますけれども、反対の討論を申し上げます。

まず、冒頭に、公営保育所の民間移管に関しては条例も可決をしておりますし、私もそのことについては賛成でございます。また、譲与の予定先の保育所それぞれについては、反対のための保育所に欠陥があるとか何とかということまでは申し上げないということをおっしゃりたいと思います。その上で、議案第39号について選定の方法などについて、次の4つの疑念を申し上げて反対の討論いたします。

まず、民間移管検討委員会の委員に、応募された保育所の利害関係者が含まれていたことについてであります。当初、予定した委員が辞退をされ、その方からの推薦があった候補者について、応募した保育園全ての関係者でないのかどうかということを担当部署が慎重な調査確認を怠っております。このことは、7月の4日に顧問弁護士にも確認をされ、公平性に欠けるとは思えない。また、当該委員の採点を除いても選定結果に影響はなかったとの助言がありますが、質問状が出されるなど、その選定結果に影響はなかったとしても、疑念を抱かせることの一つになりました。

次に、応募保育所の経営状況の分析と判定基準についてであります。移管が決定した保育所は今後2つの園を運営していくわけで、十分な資金を確保し、子どもたちに安定した保育を提供する責務があります。平成23年期末の支払い資金残高と積立金の保有高について、どのような基準で良とする判断をなされたのか、また、経営の安定性の審査につい

て、監督庁である県及び市の社会福祉法人担当の監査基準だけが根拠となり得るのか疑問であります。

そして、3番目に、委員の選定は的確であったかということ、学識経験者として財政面や保育全般の意見を求めるための委員として、保育協議会の会長が入っておられますが、むしろ財政面については、経営状況の分析ができる公認会計士や弁護士などを入れるべきであり、今、申し上げた経営状況の分析結果が選定作業にどのように影響をしたのか、その根拠が明らかではありません。

最後に、選定委員会の設置目的には、最適な移管先の選定及び円滑な移管について検討するとあります。私どもが委員会の設置要綱にまで言及することはかなわないのかもしれませんが、質問状、抗議文、公文書の開議請求が出されるなど、円滑な移管がなされたとは言いがたい状況でもあります。公有財産を譲与する場合、最低でも、その関係者がまた議会や市民が大方納得できる説明があり、そのための明確な根拠が示されるべきであります。

保育行政については、最終的に行政が責任を持ち、見守っていくことは当然でありますけれども、委員会の審査においてもいまだ納得しがたい部分もあり、反対の討論いたします。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、上園哲生君の賛成討論の発言を許可します。

**○9番（上園哲生君）**

議案第39号市有財産の譲与について賛成の立場で討論いたします。

これまで民間でできるものは民間でとの考え方に沿って、本市の公立保育所は順次移管されてきました。そして、最後の公立保育所であるゆのもと保育所を平成26年4月より移管することを決定をし、順次その移管のた

めの作業を進めているところであります。

さて、反対討論の中にもありましたように、移管先を決定するための検討委員会の委員選任に当たり、利害関係のある委員が含まれていたことは、まことに遺憾なことでありました。しかしながら、その経緯を見ますと、平成24年10月に検討委員会の委員を選任、委嘱し、そのメンバーによる11月の検討委員会において募集要項を決定し、それに基づき、広報、募集を進めてきております。ですから、委員選任の段階では、どのような移管先法人が募集に応じてくるのかわからず、当然委員との利害関係を把握することはできなかったわけであります。

さらに、今回のケースでは、利害関係に当たる委員の娘さんは既に嫁ぎ、別の世帯を構成、応募法人に勤めているため、当該委員の申告がなければ、執行当局が把握することは極めて困難であったろうと考えます。

本市の顧問弁護士との協議におきましても、公平性に欠けるとまでは言えないとの見解であります。また、その委員が出した結果を除いても、選定結果に影響のないこともあり、許容の範囲であったと考えます。

次に、選定方法について、項目ごとの総合点の最高点数で決定するのではなく、1位の数で決定する方法も一委員の採点結果が著しく反映される結果を避け、どこに任せるのがふさわしいのかの選定基準として、1位の数で決定する方法を検討委員会が公平、公正な合理性は確保されていると判断し、決定したことに理解をいたします。いずれにしましても、少子化の中で先々への民間保育園の運営、経営を考えると、選定に漏れた応募法人は納得しがたいものであろうと考えます。

それだけに、今後の執行当局のかかわり方の中で、定数問題、学童保育について十分に配慮していくとの答弁もありましたので、理解をいたしたいと思っております。さらに重要なこ

とは、今現在もゆのもと保育所に通う子どもたち、その保護者の方々が今後のことを心配しながらおられることであります。スムーズな運営開始に向けての環境づくりのための時間を確保することも、最も大事なことと考えております。

以上のような総合的な観点から賛成をいたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、山口初美さんの反対討論を許可します。

#### ○7番（山口初美さん）

私は議案第39号市有財産の無償譲渡について反対討論を行います。

ゆのもと保育所の民営化に伴い、建物を無償で譲渡するというもので、私は民営化にも無償譲渡にも反対です。日置市の市立保育園のあり方検討委員会で民営化の答申が出されましたが、その検討委員会の保護者代表の委員全員が終始、公立保育園の存続を希望し、民営化に反対の意見を述べられておりました。また、その当時約3,000名の署名とともに、公立保育園の民営化はやめてくださいという請願も出されました。

残念ながら、議会では否決されましたが、お母さんたちは安心して預けられる公立保育園の存続を願っておられるのです。このゆのもと保育所、最後の一つだけでも残すべきだという市民の声はたくさん寄せられています。公立の保育園には公立の保育園の役割があります。家庭が厳しい状況にあったり、育ちに困難さや気になるところがある子どもにこそ、質のよい保育が必要です。質のよい保育をどの子にも保障するためには、日置市に公立の保育園を一つは残すべきと考えております。それが市民の願いです。

ゆのもと保育所は、お母さんたちや地域の人々の運動もあって、そもそもできた保育園でもあります。また、建てかえてからまだ

7年しか経過していません。市民共有の貴重な財産を財政の厳しい中、無償で譲り渡すということに市民の理解は得られないと考えます。

国の言いなりに民営化を進めることは、公的な責任を投げ捨てることであり、市民共有の貴重な財産をただで譲り渡すなど、間違っているということを最後に申し上げまして反対討論といたします。

**○議長（宇田 栄君）**

発言通告はありませんが、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は可決です。

議案第39号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（宇田 栄君）**

起立多数です。したがって議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第50号市有財産の取得について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第4、議案第50号市有財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○市長（宮路高光君）**

済みません。少しちょっと足を痛めましたので、自席のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

議案第50号は市有財産の取得についてです。日置市消防署南分遣所の水槽付消防ポンプ自動車を更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第

1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

議案第50号につきまして補足説明を申し上げます。

平成7年12月に購入しました南分遣所の現在の水槽付消防ポンプ自動車を新しい水槽付消防ポンプ自動車にかえるものでございますが、議案書によりまして説明を申し上げます。

議案第50号市有財産の取得について、市有財産を次のとおり取得する。取得物件が水槽付消防ポンプ自動車、取得価格が3,899万9,100円。相手方が、鹿児島市花野光ヶ丘1丁目39番7号、有限会社イズミ商事代表取締役永田輝枝であります。

あけていただきまして、次のページは、資料といたしまして入札結果であります。

去る7月29日、7社による指名競争入札を執行しましたが、落札者がありませんでした。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び本市契約規則第25条第2項の規定に基づきまして、再々度入札において最低の価格の入札をした有限会社イズミ商事から見積書提出の申し出がございましたので、財政管財課と協議の上、見積書を徴取、随意契約の方法により仮契約を締結いたしました。

次のページが、特別附属品の内訳であります。

あけていただきまして、その次のページから2ページにわたって車の概略図であります。右側面図、前方からの図、上からの図、左側面図、後方からの図を示してありますので、お目通しをお願いいたします。

これまでの車との大きな相違点でございますが、二輪駆動車から四輪駆動車になったこ

とと、車体が4 tから5.5 tシャーシへ大きくなったことです。救助資機材等も多くなり、常時積載できるように大きくしたものでございます。

油圧スプレッダーなど救助資機材も従来の車両上部から側面に移動、収納し、取り出しやすくしたため、災害現場での対応が迅速にできると考えております。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから議案第50号について質疑を行います。質疑はありますか。済みません、発言通告がありますので。

**○5番（黒田澄子さん）**

それでは、2点にわたって質問をさせていただきます。

今回は、3回にわたる入札が不調に終わり、随意契約になったというふうに入札結果をいただいておりますが、この県内の各消防署等における同型の水槽付消防ポンプ自動車の平均落札価格はどれくらいになるのか。

2点目として、委員会のほうでも耐用年数についてはお伺いしているのですが、本市の消防自動車の更新基準というものがございましたら、何年なのか、またキロ数が何万kmくらいになるのか、この2点についてお伺いします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

まず、県内の落札価格をというようなことでございますけれども、まずそれぞれの消防本部でどこに何を付けてほしい、ここをこう変えてほしいというようなふうで仕様書がそれぞれ違ってまいります。全く同じ消防署はないということから、一概に比較はできないところでございます。

例えば、私のところは電動ホースカーを後部に載せております。ところが、大きな消防本部はそういったものはつけていないと。ま

た、それを載せるための電動の昇降装置がついておりますが、それが積載していなければ、そういったものも不要というようなことで、これでまた、二、三百万円すぐ変わってくるというようなことでございますけれども、同じ5.5 tシャーシということで、最近購入した近隣の消防本部を申し上げますと平均は出しておりませんが、いちき串木野市が3,990万円、南さつま市が4,008万円、指宿南九州地区消防本部が4,720万円、薩摩川内市が4,050万円を取得しているところでございます。

それともう一点は、消防自動車の更新基準はあるかということでございますが、厳密にこういった更新基準というのはございません。ただ、私のところでは、常備消防の消防車は15年から17年で更新していくという形の計画を立てております。今回は、南分遣所は、ちょうど12月で18年になりますが、これにつきましては、23年度に総合計画で計画をしておりました。ところが、北分遣所の救急車が非常に故障が多いと早くしてくれというようなことでございまして、それを先にやりまして、今回2年おくらせて南分遣所の消防車をかえるということに至ったところでございます。

以上でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

**○17番（田畑純二君）**

今、消防長のほうから説明あったんですけど、平成7年に購入した古い消防車、それはもう今後使えなくなるからということなんですけど、どういう処分の仕方、どういうふうを考えておるのか。というのは、やっぱり市民の皆さんがちょっとそういう知りたがってる方がおられたもんですから、わかりやすくちょっとそこらを説明していただきたいと思

います。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

古くなった今回、要らなくなる車両をどうするかという質問でございますけれども、今までは財政管財課のほうに一応財産としてお返しするというような起案をいたしまして、財政管財課のほうで競売という形をとっていただいております。

また、伊集院の軽トラック、消防団の要らなくなったもの等につきましては、市内の運動公園等で使うというようなことで、今までやった経緯もございます。

ただ、この大きな消防車につきましては、競売という形をとるということでございます。

以上でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

よろしいですか。ほかに質疑はありませか。

**○18番（池満 渉君）**

3回の入札で結果が出なかったということで不調に終わったわけですが、その場合には一番安かったところと隋喫をすると、できるというようなことでありますけれども、この当初の予定価格は幾らだったのかということをお伺いをしたいと、それから、それだけをちょっとお伺いをしたいと思います。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

予定価格の質問でございますけれども、これにつきましては、予定価格については公表できないというふうになっているということで、財政管財課のほうから聞いております。そういうことで、予定価格のほうはちょっと公表できないということでございます。

**○18番（池満 渉君）**

わかりました。公表しないということで見積価格が3,714万2,000円ということでございますが、契約金額がもちろんこれに消費税を加えた額になりますけれども、この見積もりの価格と、例えば最も安かった契約をした会社と大体3度目の入札価格400万

円ぐらいの差があるわけでありましたが、そうしたときに、この金額の差というのは先ほど消防長から答弁がありました中で、いわゆる装備、架装の種類、消防職員がしっかりと使えるよう、使いやすくなるようないろいろなものが、装備が入るわけですが、そこ辺が十分にこの金額でいけたのかどうかということをお伺いいたします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

我々の設計がちょっと甘かったのではないかというような質問かと思っておりますけれども、前もって見積書を徴取いたしました。執行する前の見積書ということで、その段階で一番安いところを見ますと、十分いけるといふうに踏んだところでございますけれども、実際入札に当たっては、なかなか下がらなかったというのが現状でございます。

従来消防車両と違いますのは、先ほどもちょっと申しましたけれども、大きくなったというような話もしましたが、今回シャッターのほうも横のほうにつけております。この辺の我々の設計がちょっと甘かったのかという反省もしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

よろしいですか。

**○18番（池満 渉君）**

この見積りの結果、お納めをいただく車は十分に沿った装備ができていますのかということでもあります。もし、そこ辺が金額が余りにも低くて、意に沿わないということになれば、追加の装備とかいうのはどうなるんでしょうか。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

今おっしゃった質問でございますけれども、装備のほうは十分整ってるというふうに考えております。そういった形で設計もいたしましたし、資料もつくっております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本件は決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は可決されました。

---

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで平成25年第4回日置市議会臨時会を閉会します。

午後2時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 黒田 澄子

日置市議会議員 下御領 昭博